

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

令和元年5月22日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「〇〇港の産業廃棄物に関する（〇〇河川敷における違反者への河川法第77条法による資料等全部（H〇年度～H〇年度）は除く。）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

令和元年6月5日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、請求に係る公文書は作成しておらず、不存在であるとする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和元年6月6日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

令和2年3月26日（同月30日受付）、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

あるべき書類（請求時あると特定したもの）

### 2 審査請求の理由

県は、本来（〇年前）の裁判で決定した事件であり、その実施（てっ去）命令が出ながら未だあるべき書類であるので出せ。解決してない書類（事件）なので、書類を出せ。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおり

である。

公文書公開請求書によると、審査請求人が公開を要求している公文書は、「〇〇港の産業廃棄物に関する（〇〇河川敷における違反者への河川法第77条法による資料等全部（H〇年度～H〇年度）は除く。）」である。

しかし、実施機関は河川法を所管しておらず、河川法第77条に基づいて何らかの措置を採ることはない。そのため、審査請求人のいう「河川法第77条法による資料等」についても作成しておらず、不存在である。

以上により、実施機関は、当該公文書公開請求書について、条例第12条第3項の規定により拒否決定をしたものである。

## 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年3月30日	諮問
令和6年12月23日 第3部会（第15回）	審議
令和7年1月29日 第3部会（第16回）	審議

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件請求に係る対象公文書について

審査請求人は、あるべき書類を出せと公文書の存在を主張している。

それに対して実施機関は、河川法を所管していないため本件請求に係る公文書は作成しておらず、不存在であると主張しているため、以下、審査請求人がその存在を主張する公文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象公文書の保有の有無について

徳島県行政組織規則（昭和42年徳島県規則第15号）では、河川法の施行に関する事務については、河川整備課、徳島県東部県土整備局及び総合県民局県土整備部の分掌事務とされており、運輸政策課（現港湾政策課）は河川法の施行に関する事務を分掌していない。

また、審査請求人が主張する「あるべき書類」については、具体的な内容や根拠が示されておらず、「あるべき書類」の存在をうかがわせる事実は確認できなかったため、当審査会としては、当該文書の存在を認めることはできない。

以上により、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得しておらず、不存在であるとの実施機関の説明に不合理な点はない。

### 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿（50音順）

氏名	職業等	備考
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	